



発行  
東京都

目次

告示

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定

（同）…二

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

○特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧

（港湾局離島港湾部管理課）…四

告示

●東京都告示第九十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の二十第四項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年二月四日

東京都知事 小池百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人地域医療共生構想振興会	児童発達支援キャンディー	墨田区緑四丁目22-8-202	令和2年11月30日
株式会社カスケード東京	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂五丁目20番7号棟101号室	同日
特定非営利活動法人めぐみの	児童発達支援・放課後等デイサービスもなか	葛飾区新宿2-12-25	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社カスケード東京	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂五丁目20番7号棟101号室	令和2年11月30日
特定非営利活動法人めぐみの	児童発達支援・放課後等デイサービスもなか	葛飾区新宿2-12-25	同日

●東京都告示第九十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年二月四日

東京都知事 小池 百合子

## 指定障害児通所支援事業者

## サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センター)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人常盤会	高砂発達支援センター	葛飾区高砂3-26-9	令和2年10月1日
社会福祉法人常盤会	くにたち発達支援センター	国立市北3-7-15	同日

## サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社グロウ	コベルプラス 大島教室	江東区大島8-32-7 学協ビル2階	令和2年10月1日
一般社団法人Ohana HOUSE	ミリミ大田	大田区大森西3-26-3 シュメール稲美1階	令和2年11月1日
社会福祉法人関西中央福祉会	ココロネ板橋	板橋区向原3-7-9	同日
学校法人東京青葉学院	スパーク稲城オレンジ	稲城市東長沼2113-9	令和2年12月1日
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂5-20-7-101	同日

## サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社MGコーポレーション	まあるチャレンジ	板橋区蓮根2-19-28 メトロード蓮根	令和2年10月1日
株式会社悠湯館	児童デイサービス悠湯館 上板橋	板橋区桜川3-21-11 第2室田ビル1階	同日
一般社団法人彩光会	放課後等デイサービス かがやき	昭島市中神町1176-19 ソルビオス102	同日
一般社団法人Ohana HOUSE	ミリミ大田	大田区大森西3-26-3 シュメール稲美1階	令和2年11月1日
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハート遊びリテーション児童デイ北砂	江東区北砂5-20-7-101	令和2年12月1日
港区	港区立障害保健福祉センター放課後等デイサービス	港区芝1-8-23	同日
株式会社GEA	Gripキッズ 両国緑校	墨田区緑1-12-13 朝鳥ビル1階	同日
ou2株式会社	D-LINE ぶらす	足立区足立4-22-10	同日
特定非営利活動法人東京自立支援センター	スマイルどもにー2	国立市泉5-20-5	同日

## サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人常盤会	高砂発達支援センター	葛飾区高砂3-26-9	令和2年10月1日
社会福祉法人常盤会	くにたち発達支援センター	国立市北3-7-15	同日

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年二月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年二月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 銀座ナイン
二 店舗所在地 中央区銀座八丁目五番地先ほか
三 設置者名 東京高速道路株式会社
四 設置者住所 中央区銀座一丁目三番先
五 変更前の開店時刻 二十四時間営業ほか
六 変更後の開店時刻 二十四時間営業ほか
七 変更日 令和三年二月二十四日
八 届出日 令和三年一月十八日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和三年二月四日から同年六月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧について

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第七十一条において準用する同条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更案の意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年二月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画変更案（神湊（東京）地区）
二 縦覧期間 令和三年二月四日から二十日間
三 縦覧場所 東京都八丈支庁港湾課 八丈町大賀郷二千四百六十六番地二

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

